

P.93 1番（南谷清司君）

◆1番（南谷清司君） 皆様おはようございます。

議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして、財政の安定化対策、それと羽島市民病院の今後についての、2つの標題についてお伺いをいたします。

今日は、先ほどご案内ありました3.11、鎮魂と伝承の日でございます。亡くなられた方を初め、今も復興に向けて努力していらっしゃる方々へ思いをさせながら、羽島の未来に向けての質問をさせていただきます。

最初は、財政の安定化対策についてでございます。

配付させていただいた資料のグラフを御覧ください。昨年の全員協議会で、財政の安定化対策の説明がありました。このグラフは、そのデータに基づいて作成したものです。平成30年度までは決算で、令和元年度は当初予算、令和2年度以降は一定条件下での当初予算の予測ということになります。

一番左が平成20年度の状況で、一番上の黒丸が市債残高、いわゆる借金残高です。130億4,000万円でした。三角が公債費、毎年の借金返済額です。黒四角が財政調整基金残高、いざというときのための貯金で、20億3,000万円です。聞くところによると、平成20年度の経常収支比率は99.3%だったそうで、これは相当厳しい財政状況と言えます。

その後、平成20年から平成27年まで順調に黒丸印の借金残高を減らし、三角印の毎年の借金返済額も減らし、黒四角印の貯金を増やしてきました。市職員の皆様の頑張りの賜物と、そのように考えております。まさに堅実経営ということでございます。その後、平成30年度まで現状を維持してきたわけでございます。

このような状況から、私は、近年の羽島市は堅実な財政運営をしてきていると考えていました。昨年の9月議会でお尋ねしたときにも、「市では、これまで市債の借入れを抑制し、計画的な返済を行ってきたことにより、10年前と比較して、公債費は約4割、市債残高についても約5割減少してきており、これまで堅実な財政運営を実施してきた結果であると考えている。」との説明を受けて、まさにそのとおりだと納得した次第でございます。

では、令和2年度以降の予測ですが、同じく昨年の9月議会で、「今後3年の見通しについては、新庁舎建設、次期ごみ処理施設建設、病院の維持・経営改善などの課題を抱えているため、実質公債費比率、将来負担比率が上昇する見込みだが、事業のさらなる選択と集中を進めながら、事業の財源性、実現性、発展性、継続性、合理性を踏まえた優先順位に基づく配分を行っていききたい。」という説明がありました。

令和元年度、2年度と、黒丸印の借金予測が72億2,000万、96億3,000万と増加しているのは、新庁舎建設のための借入金のためであり、三角印の借金返済額予測が徐々に増え、令和4年度から19億2,000万となるのは、その借金返済のためと思われる。まさに説明いただいた将来負担比率の上昇局面というわけです。

全員協議会で示された資料によりますと、配付させていただいたグラフからも分かりますが、令和4年度から令和6年度の傾向は、予算規模は212億から216億円、公債費は19億円から20億円、単年度財源不足は10億から12億円の範囲で、それぞれ横ばいで大きな変化は見込まれていません。そのような状況の中で、財政調整基金残高は令和4年度が20億円で、その後毎年3億円程度減少し、令和6年度は約13億円となる予測となっております。

そして、財政の安定化対策の対象期間の最終年度である令和6年度には、財政調整基金残高について、安定した財政運営の目標に掲げた標準財政規模の10%程度である13億4,000万円を保つことができるという予測です。

しかし、単純に、この令和4年度から令和6年度の傾向がその後の数年間も続くと考えれば、令和7年度は当初予算規模、公債費、単年度財源不足には大きな変化はないが、財政調整基金残高はそれまでと同じように対前年度3億円減となり、10億円程度となってしまいます。財政の安定化対策で目標に掲げた標準財政規模の10%程度を、翌年度には下回ることになってしまいます。

さらに、次期ごみ処理施設の建設工事が令和6年度から令和9年度に見込まれており、これは歳出増の要因になります。となると、財政調整基金残高がさらに減少していく可能性もあるということになります。もちろん財政は生き物ですので、社会情勢の変化による税収など、歳入の増減を踏まえる必要もあります。

しかし、歳出はある程度コントロール可能なので、財政の安定化対策による中期財政見通しの令和4年度から令和6年度の傾向を踏まえると、令和7年度には財政調整基金が10億円程度とも予想でき、財政調整基金の減少傾向に歯止めがかかって、市財政が安定したとはなかなか考えにくいのではないかと、単年度当たりの財源不足を徐々に減らしていくような対策も加えないといけないのではないかとという疑問も感じます。

そこでご質問です。財政安定化に向けて、単年度当たりの財源不足を徐々に減らしていくようなことも重視してはどうかと思うのですが、今回の財政の安定化対策では、財政調整基金残高に関する目標に注目されたこと及び令和7年度以降にはその目標が達成できなくなりそうなことについてのお考えをお伺いします。

また、今回の財政の安定化対策では、羽島市民病院への補填を5,000万円削減することも計画されています。広報はしま12月号には、「毎年の市民病院への補填約7億5,000万円を、病院の経営状況を考慮して削減」とあるので、恐らくは令和6年度までに補填、つまり一般会計からの繰出しを約7億円にする計画と思われる。

しかし、羽島市民病院の経常損益は厳しい状況が続いていて、今年度は前年度に比べて病床利用率、一日平均入院患者数、紹介患者数、救急入院患者数が減少傾向にあり、経常損益は悪化しそうとお聞きしています。令和元年度は、昨年度に引き続き退職給付引当金の特別利益があるため、純損益がプラスになりそうだけれど、経常損益はマイナスになりそうとお聞きしています。

このような状況の中、羽島市民病院では、経営改善のために入退院支援室の強化、救急隊との連携強化、退院時の連携機関との共同指導など、医療行為に関する改善だけでなく、病院バックヤードツアーや市民公開セミナー、出前講座など、市民の理解を深めていただくための活動にも積極的に取り組んでいただいていることは、よく承知をしています。羽島市民病院の職員や医師の皆様のご努力には、改めて感謝を申し上げます。

これらのことも含め、今まで羽島市民病院の経営改善については、新公立病院改革プランに沿って努力するという説明をお聞きしてきました。しかし、このプランは令和2年度で終了します。一方、財政の安定化対策は、令和2年度から令和6年度の5年間が対象期間となっております。ということは、現在の新公立病院改革プランの終了後の令和6年度を見据えた、そして5,000万円削減した約7億円の補填での病院経営に向けた経営改善が必要ということになります。

そこでご質問です。今年度の経常損益の傾向を踏まえて、また来年度は新公立病院改革プランの最終年度であることを踏まえ、財政の安定化対策の最終年度である令和6年度までに、5,000万円の補填削減を実現する方策についてのお考えをお伺いします。

以上、1回めの質問でございます。よろしくお願ひします。

P.96 副市長（成原嘉彦君）

◎副市長（成原嘉彦君） まず、今回の財政の安定化対策において、なぜ財政調整基金残高に関する目標に注目したかについてであります。一般的に、財政運営が健全かどうかを判断する指標としまして、経常収支比率、実質公債費比率、将来負担比率などの各種財政指標があります。

当市の現状としては、経常収支比率は、ここ数年県内最高の数値となっております。平成28年度は95.4%、平成29年度は96.2%、平成30年度は97.2%ということでございます。一方、財政健全化法に基づく財政健全化判断比率であります実質公債費比率、将来負担比率などの比率につきましては、国が定める財政再生基準はもちろん、早期健全化基準も下回っている状況であります。

早期健全化基準は、実質公債費比率は25%以上となっておりますが、それに対して羽島市の平成30年度決算では、実質公債費比率4.5%という実情でございます。また、早期健全化基準の将来負担比率は350%以上という基準でございますが、羽島市の30年度の将来負担比率は12.0%という実情でございます。

さらに、概算要求時点そのものの数値で令和6年度までを見通した場合、財政調整基金残高は枯渇するという見通しが出る一方、実質公債費比率、将来負担比率などの比率予測値は、依然として早期健全化基準を下回る結果となりました。具体的に申し上げますと、実質公債費比率、令和6年度予測7.9%、将来負担比率、令和6年度予測66.6%でございます。

このように、財政運営の各種指標についてはそれぞれの見方がありますが、指標以外にも重要な項目がございます。それは、家計で言えば預貯金に当たる自己資金でございます。これが枯渇する、すなわち手持ち現金がなくなるということは、絶対に避けなければならないことでございます。そのため、財政状況を精査し、財政調整基金残高に関する目標を設定することを、毎年重点にしているところでございます。

次に、令和7年度以降における財政調整基金残高が一定水準を下回るのではないかとということについてでございます。昨年11月に公表しました財政の安定化対策は、毎年作成しております中期財政見通しをベースに策定したものでございます。

それによれば、令和6年度末の財政調整基金残高は13.4億円と見込んでおりますが、対策内容の一部、例えば施設利用料の適正化の効果額については、利用料を上げた場合の利用者数の変動等が確定していないこと、また、公共施設の整理・合理化等を実施した場合の効果額につきましては、公共施設の統廃合の具体案が固まっていないものがあることから、歳入確保、歳出削減の両面においてまだ算入し切れていないものがございます。

したがって、これらの今後の具体的な対策効果額が確定した段階で、上振れ、すなわち財源確保に寄与する数値を確保することができるのではないかと想定をしております。

また、財政状況は社会情勢等に応じて大きく変動する可能性がございます。現実には、今回の新型コロナウイルス感染症の世界的拡大について、日本経済への影響は、今時点でその大きさは計り知ることができません。

そのため、毎年度決算ベースの正確な数値を把握した上で、新たな5か年先の中期財政見通しを作成することといたしております。令和7年度以降の財政調整基金残高の目標設定についても、令和元年度以降の決算ベースの数値を捉え、最低限確保すべき規模を保持できるよう対策をとりながら、毎年度の「入りを計りて出ずるを制す」という考え方で、安定化の道を設定していくものでございます。

P.97 市民病院事務局長（浅井朱門君）

◎市民病院事務局長（浅井朱門君） 私からは、標題2項目めの羽島市民病院のあり方についてのご質問にお答えいたします。

令和2年度につきましては、新公立病院改革プランに掲げました地域との絆重視の医療サービスの提供、地域に必要なとされる医療提供体制の充実、変化に対応する弾力的な経営の3つの重点課題に対応するそれぞれの施策について、引き続き組織横断的な推進体制により取り組んでまいります。

加えて、2年4月1日には診療報酬改定が予定されておまして、病院収益に大きな影響を及ぼします入院基本料の施設基準が改定されると見込まれております。このため、4月以降の状況に応じて、新たな基準に対応する病床種別や区分を適切に選択していく必要が生じてくるものと考えております。この入院基本料の施設基準見直しに対応しつつ、3年度以降の中長期を見据えた検討を実施し、収益増、経費削減による経営改善の取組を一層推進してまいります。

以上でございます。

P.98 1番（南谷清司君）

◆1番（南谷清司君） ご答弁ありがとうございました。

副市長から、財政の安定化対策についてのご答弁をいただきました。財政指標上は大丈夫ということと、社会の状況の変化によって大きく変わっていくということをご説明いただき、そのことについてはよく分かりました。

しかし、財政運営の各種指標や早期健全化基準といった数値は、市民の皆様にはとても分かりにくい専門用語であり、一方、財政調整基金は家計における預貯金に当たる自己資金と分かりやすく説明できるので、目標として設定しやすいということは確かです。そして、預貯金に当たる自己資金の減少は、家計における「今年は赤字だったので預貯金から補填した」という説明もまた、分かりやすいものです。

いずれにしても、預貯金の残高と収支の赤字は表と裏の関係にあるので、市民に向かって、市の財政の実態をどのように分かりやすく説明していくかということだと思います。今後も、市民にとって市財政状況を分かりやすく説明していただけるように、よろしくお願いをいたします。

また、令和7年度以降の財政運営については、財政は生き物で、毎年毎年状況が変わることは確かですので、令和元年度の決算が明らかになった時点で、私も議会のチェック機能を果たすべく、議会の一員として、思い込みによる批判ではなく、客観的な分析による健全な評価ができるよう、これからも勉強していきたいと思っています。

次に、羽島市民病院についてですが、事務局長のご答弁をお聞きすると、羽島市民病院の経営改善には、外来より入院のほうが鍵になっているということです。

P.98 議長（星野明君）

○議長（星野明君） 南谷議員、一問一答ということで、1番だけやってください。病院のほうに入ってもらっては。

P.98 1番（南谷清司君）

◆1番（南谷清司君） はい、分かりました。

それでは、2回めの質問に移ればいわけですね。2回めの質問に移ります。

財政の安定化対策についての質問の続きでございます。

全員協議会では、財政の安定化対策の必要性として、人口減少と少子高齢化に伴う税収の減少と社会保障費の増加、公共施設等の老朽化への対応という全国共通の課題と、加えて新庁舎建設、次期ごみ処理施設建設、市民病院の維持という市独自の3つの課題への対応が挙げられていました。確かに、安定した財政運営がなければ、これらの課題への対応は困難になってしまいますので、そうならないために確実な財政の安定化対策の推進が望まれます。

ところで、財政の安定化対策が必要になった市独自の3つの課題ですが、新庁舎建設や次期ごみ処理施設建設は、市民負担の平準化のために、建設年度

のみの借金による歳入増と建設費による歳出増があるものの、それは一時的なもので、実際には毎年の借金返済、つまり年数億円程度の歳出増加が20年程度続くと見込まれます。また、羽島市民病院については、現在の状況が続くと仮定すると、一般会計の負担額が大きく変化することはないと思われます。

ということは、財政の安定化対策における市独自の3つの課題による歳出増は、年数億円程度が20年間程度と予想されます。しかし、市民の皆様には、市独自の3つの課題であります新庁舎建設などの経費を捻出するために、事務事業の見直し、削減、廃止、さらには補助金・交付金の削減、家庭系ごみの有料化、下水道料金の値上げ、施設使用料の減免廃止と値上げなど、様々な形で市民負担の増加が必要になったと思っていられる方が多いような気がします。

そして、そのように思われるのは、その単純明快な分かりやすさから言えば当然のことだと思います。そして、結果的に市民の皆様の間では、羽島市の未来に対する悲観的な見通しばかりが話題になっているような気がします。

実際には、市は市独自の3つの課題のための歳出削減との説明だけで終わっているわけではなく、「財政の安定化対策では選択と集中により、市としての魅力向上に努める」という説明もしています。しかし、この「選択と集中」という言葉が分かりにくく、何を選択するのかという具体的な対象やその理由を、残念ながら市民の皆様がしっかりと理解していられるようには、あまり思えません。

選択と集中を分かりやすく説明するためには、どのような狙いで、どのような羽島市の魅力を選択するのかを明確にすることが必要ですが、そここのところがはっきりと見えてこないため、市民の皆様には理解がしにくいのだと思います。そのため、結果的に市庁舎建設や高齢化による社会保障費増加ばかりが印象に残ってしまうのではないのでしょうか。

私は、この選択と集中による市の魅力向上こそ、財政の安定化対策の本来の目的にすべきであると思っています。これからの人口減により、減っていく限られた財源の中で、羽島市の未来像である「心安らぐ 幸せ実感都市 はしま」を実現していくためには、財政支出の選択と集中、つまり羽島の魅力向上のために真に必要な事業を選択し、その事業へめり張りをつけて予算を集中させるための財源が必要であり、その財源の確保のための歳出削減策としての財政の安定化対策であるべきだと、私は考えています。

誤解をおそれずに言えば、財政の安定化対策で目指すべき羽島の魅力は、子育て世代や高齢者が住みやすいような魅力、子育て世代が住み続けたいと思うような魅力であり、そのような羽島の魅力を形にするために、福祉と教育へ重点的に予算を集中できるよう予算配分を再構成していくことを、財政の安定化対策の本来の目的とすべきではないのでしょうか。

もっと大胆に言えば、今まで必要とされ、提供してきた市民サービスを見直し、子育て世代が住みたいと思うような魅力のある羽島市を実現するための予算を増やしていくために、予算配分を再構成することを目的とすべきだと思います。

そして、この財政の安定化対策を通して、行政事務や予算執行の実務的な在り方、進め方だけではなく、ぜひともこんな羽島をつくる、このような羽島の魅力をつくっていくのだ、そのために今までの予算配分を変えていくのだという、市民に未来への希望を持っていただけるような夢も、ぜひとも語っていただきたいと思います。

そこで質問です。財政の安定化対策は、歳出削減による予算配分の再構成もその効果の一つであるという考え方を踏まえた、選択と集中による予算配分の再構成の方向性についてのお考えをお伺いをします。よろしくをお願いします。

P.100 副市長（成原嘉彦君）

◎副市長（成原嘉彦君） 本市では、将来都市像「心安らぐ 幸せ実感都市 はしま」実現のために、羽島市第六次総合計画を策定しております。平成27年度からの5か年を前期、令和2年度、来年度からの5か年を後期とする、まさに当市の経営戦略の枠組みを形作るフレームワークであります。

この計画は、「Ⅰ 子育て・学び～次世代を育むまち～」、「Ⅱ 健幸福祉・医療～共に支え健やかに暮らすまち～」、「Ⅲ 産業・交流～個性と活力にあふれるまち～」、「Ⅳ 市民生活・環境～安全・安心、環境にやさしいまち～」、「Ⅴ 都市基盤～便利で快適なまち～」の5つの柱で構成されており、その柱ごとに何を実現するかといった政策、政策を実現するための手法である施策、施策を実行するための事業といった、3段階による組立てで成り立っております。この総合計画の枠組みを土台としながら、現実の社会情勢を取り込んでの行政運営を展開するところでございます。

さらに、計画の推進方策として、第一に市民協働を掲げております。「市民を主体としたまちづくり」という羽島市まちづくり基本条例の基本理念に基づき、市民第一主義を掲げ、タウンミーティング、事業仕分け、寄りあいワークショップを行い、コミュニティ・スクールを設置するなど、納得型行政を推進してきたところでございます。

このような総合計画の理念や、市民協働による発想を現実のものとしていくことを柱とした財務という考え方に基づき、毎年度予算を策定しております。先ほども申し上げました概算要求時点での中期財政見通しでは、市税等の歳入で賄えない歳出の割合が大きくなり、財源が不足するといった事態が想定されますが、その財源不足を事務事業の見直しや補助金の整理統合等を行いながら、家計で言うところの貯蓄に当たる財政調整基金で補填しております。

しかしながら、この財政調整基金はいざというときの場合に対処するために、適正規模を保持していく必要がございます。そのため、「入りを計りて出ざるを制す」という財務理念・精神に基づきまして、次世代への負担を残さないよう配慮しつつ、それぞれの事業の財源性、実現性、効率性、発展性、継続性、合理性を踏まえた選択と集中の理念で、令和2年度予算においても必要な事業に予算を重点的に配分しておりますし、今後もそのような施政方針に変わりございません。

以上でございます。

P.101 1番（南谷清司君）

◆1番（南谷清司君） ご答弁ありがとうございました。

羽島市が羽島市第六次総合計画に基づいて施策を立案し、その実施のための予算を編成することは当然で、むしろそうあるべきものです。羽島市第六次総合計画については、私自身、昨年11月と今年の1月の市総合計画審議会を傍聴しましたので、その審議経過や内容については承知をしているところで

す。しかし、このような市全体をカバーする計画、例えば羽島市環境基本計画などもそうですが、どうしても必要な事項を全て取り上げた総花的なものになりがちで、その結果、市民にとっては内容が分かりにくくなってしまいがちです。行政という立場は市民生活全体に目配りする必要があるのですが、総花的になることは当然なのですが、市の目指す姿を市民へ分かりやすく説明することも、また重要なことだと考えております。

民生文教委員会の視察で訪れた大阪府池田市は、教育日本一、子ども・子育て支援日本一、地域分権制度の飛躍的拡大、池田のまち、みんなまとめてテーマパーク構想を掲げていらっしゃいました。子育て・教育立市、子どもファーストを掲げていらっしゃる近隣の市もあります。

このような分かりやすい未来像を提示することによる、市民が夢と希望を持てるような工夫についてもご検討いただけるとありがたいです。夢と希望があれば、財政安定対策による今ある苦しさも、前向きに捉えることができるのではないかなと思っています。

では、3回目の質問に移ります。

先ほど、羽島市民病院の事務局長さんのご答弁で、羽島市民病院の経営改善には外来より入院が鍵になるようだという事を思いました。入院患者数を増やすためには、診療報酬、羽島市民のニーズ、地元開業医の方々の要望に応じて、病床種別や区分を最適な状況へ変えていくための道筋をつけることが必要と思われます。

そこでご質問ということになるんですが、昨年9月に厚生労働省が、厚生労働省的には「具体的対応方針の再検証」と言うらしいですが、この再検証が必要な病院として、羽島市民病院を突然名指しをしました。その結果、羽島市民の不安を引き起こし、また様々な議論を巻き起こしました。

しかし、羽島市民病院が再検証対象病院として新聞やテレビで繰り返し報道されたことにより、市民の方々の羽島市民病院への関心が高まり、羽島市民病院の置かれた状況や課題について広く市民に伝わったことは、市民の不安を煽ったという問題点は確かにありますが、反対に、今後のあり方について、市民とともに議論するチャンスが来たとも言えます。

いわゆるピンチはチャンスということなのですが、羽島市民病院の現状に対する批判より、前向きで建設的な意見こそが求められる局面だと思います。このように羽島市民に広く情報が伝わり、関心が高まったということ以外にも、令和2年度は羽島市民病院のあり方に関する議論を深めるチャンスと捉えるべき理由が、ほかに4点あります。

1点めは、先ほどお話ししました昨年9月の新聞報道の、厚生労働省の指示による羽島市民病院の今後のあり方についての再検証です。

今年1月に、厚生労働省が岐阜県宛に通知を出しました。これを受けて、県が羽島市へ通知を出すと思われます。国の通知には、具体的対応方針の再検証は羽島市民病院が自ら行うことと書いてあります。羽島市民病院は、令和2年度から自ら具体的対応方針の再検証をしなければなりません。

2点めは新公立病院改革プランの改定です。

1回目の質問で触れたように、羽島市民病院の新公立病院改革プランの対象期間は、平成29年度から令和2年度で、令和2年度はプラン最終年度となります。つまり、令和2年度から羽島市民病院は、次の病院改革プランを検討しなければなりません。

3点めは診療報酬改定です。

先ほどの事務局長の答弁にも診療報酬改定の説明がありましたが、診療報酬は医療行為の料金算定の基準で、羽島市民病院の病院経営を改善するには、収入がより多くなるように、医療体制をこの診療報酬改定に適切に対応させていく必要があります。

例えば、救急車等で運ばれた患者の受入れ件数が年2,000件以上の救急病院では、救急入院患者の入院初日分に診療報酬を加算するという情報が流れていますが、この情報が正しいとすると、羽島市民病院では年2,000件以上救急車搬送を確保し、救急搬送患者が入院しやすくする体制を整備することが、収入増に結びつくこととなります。

このような、羽島市民病院の収入に直接影響を与える診療報酬改定は、2年ごとに実施され、次回の本格的な改定は令和2年3月に告示されます。つまり、羽島市民病院では、令和2年度早々から診療報酬の改定を受けて、収入をより多くするためにどのような医療体制にするかを検討しなければなりません。

4点めは、1回目の質問でお伺いした財政の安定化対策への対応です。

経営改善には生産性の向上、医薬品管理等の徹底などの支出の削減とともに、直接的な収入増に向けた入院患者数の増加が重要なポイントとなります。全員協議会での説明によると、ベッドの稼働率は回復期、つまり地域包括ケア病床の稼働率が90%以上と高い一方、急性期病床は70%台と低く、採算ベースと言われる85%を下回っている状況のようです。

このような状況を踏まえ、どのように急性期のベッド稼働率を向上させていくかが、経営改善のための重要な課題となりそうです。この入院患者数は、開業医の方から紹介された患者数や、救急搬送により運ばれてきた患者数の増減に連動する傾向があるかもしれませんが、さらには、手術件数との関係も強いと想像されます。

しかし、近年は全国的な医師不足の影響から、麻酔科医が不在ということで、手術件数が増えにくいという状況もありそうです。いずれにしても、令和2年度は財政の安定化対策による補填5,000万円減額を実現する方法を検討しなければなりません。

長々とお話ししましたが、要は令和2年度は、厚生労働省が公表した具体的対応方針の再検証、新公立病院改革プランの次期プラン検討、診療報酬改定への対応、財政安定化対策に伴う経営改善という4項目の作業を同時に行わなければならない、羽島市民病院の将来にとって大切な年だということです。特にこれまでの厳しい経営状況を踏まえると、経営状況を好転させるための非常に重要な年になると思われ、それなりの検討体制が必要です。

また、これらの4項目は相互に密接に関係しているため、それぞれを独自に検討して内容を決めていくのではなく、羽島市民病院の将来のグランドデザインを踏まえ、その将来像に沿うように、各項目を関連させながら検討し、決定していかなければなりません。そのためには、今までと同じような取組方ではなく、新たな方法や体制も取り入れる必要があるのではないのでしょうか。これまでと同じ検討体制ではなく、転機を迎える重要な年ですので、検討体制を一層強化・充実させる必要があると思われそうです。

羽島市民病院では、羽島市民病院運営委員会が設置されています。その委員会とは別に、医療行為と病院経営の関係、公立病院のあり方などに知見を有する外部の方を委員とする委員会を設置して、羽島市民病院の将来のグランドデザインについて、定期的に議論をしていただければいかがでしょうか。

もし地元の開業医の方を含め、岐阜大学医学部の医局に所属したことのある方にご参加いただければ、羽島市民病院の将来にとって大きな成果が期待できるのではないかと思います。ひょっとして耳の痛い意見があるかもしれませんが、そのような意見に謙虚に耳を傾けることこそ、この局面では必要ではないのでしょうか。最終的な決定は羽島市と羽島市民病院自身であることは間違いありませんが、外部の意見を参考にすることはぜひとも必要と思われると思います。

同じような先進的な取組の前例が、羽島市にはあります。ご承知のように、羽島市の小・中学校では、県内で先駆けて、開かれた学校づくりから学校評議員制度、学校運営協議会へと発展させ、現在はコミュニティスクールとして、学校と地域が一緒になって学校経営改善に取り組んでいます。

羽島市民病院も、羽島市の小・中学校と同じように先進的な取組に挑戦していただき、羽島市民が将来にわたって適切な医療を受けることができるよう、そのために羽島市内の唯一の病院が存続するよう、よりよい方法でより効果的にかつ現実的に、この4項目の課題に取り組んでいただきたいと思います。

そこで質問です。令和2年度はこの4項目について検討していくこととなりますが、これらは相互に密接に関係しているため、羽島市民病院の将来のグランドデザインを描き、そのデザインに沿って検討し、策定していかなければなりません。このことを踏まえ、この4項目についてどのような体制で検討を進めていかれますか。令和2年度からの検討体制についてのお考えをお伺いします。よろしくお願いたします。

P.104 市民病院長（大角幸男君）

◎市民病院長（大角幸男君） お答え申し上げます。

当院は市内唯一の病院であることから、二次救急医療に対応しつつ、急性期と回復期の2つの機能を併せもった運用を行うことが使命であると考えております。今後の地域包括ケアシステムの構築に向けても、引き続き地域の中核医療機関としての役割を果たしていく必要があります。議員ご質問の取組につきましても、当院の果たすべき役割を踏まえた検討を行っていかねばならないと考えております。

厚生労働省が各都道府県に対して発出した「公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証」については、現在のところ県から具体的なスケジュール等は示されておきませんが、この対応に当たっては、早急に対応する必要が生じる4月からの診療報酬改定以降の、病床機能の選択を踏まえた検証を行うことが必要となるものでございます。その後のこの検証結果については、岐阜県地域医療構想等調整会議の中で、地域の実情を十二分に踏まえた上での議論がなされると考えております。

次期プランについては、総務省より策定のガイドラインが示されることが見込まれます。議員ご指摘の第三者委員会につきましては、過去にも羽島市民

病院のあり方検討委員会、経営改善特別対策委員会などを設置し、協議をお願いしてまいりましたが、病院事業の特殊性から、実情を踏まえた上での協議内容の選定や人選に苦慮することも事実でございます。

いずれにしましても、次期プランを策定する際には、当院の果たすべき役割を踏まえた上で、新たに示されることが見込まれるガイドラインに基づき、策定内容や仕組みについて検討していく必要があると考えております。

以上です。

P.105 1番（南谷清司君）

◆1番（南谷清司君） ご答弁ありがとうございました。

ご答弁をお聞きすると、まずは診療報酬の改定による病床機能の対応があって、それを踏まえながら厚生労働省の再検証を実施し、これらについて県の医療構想調整会議で議論していただくと、そのような流れのようです。

この県の医療構想調整会議ですが、先月私も傍聴してまいりましたが、その存在は非常に大きいもので、羽島市民病院はその影響下にあるわけです。羽島市民病院が独自に将来像を決定できるわけではないということにも、実は大きな課題がありますが、とにかく、この県の医療構想調整会議の議論の結果というか指導の下で、次期プランを策定し、経営改善につなげていく、そのような流れだということのようです。

岐阜県全体の医療体制の整備構想の中の、羽島市民病院のグランドデザインということなので、独自性を発揮できる要素が少ないことは理解できますが、今が一番重要な時期だと思いますので、羽島市民の安全・安心のために積極的な対応をお願いをしたいと思います。

また、検討体制についてですが、病院事業の特殊性から、外部の方の委員会設置は難しい点も多いということは承知をしています。私も県にいたときに、多くの委員会を設置して調査や議論をしていただきましたので、委員の人選の難しさはよく分かっているつもりです。今回の場合ですと、委員の人選には、病院経営に実務的に携わったことのある方、医師の派遣元である岐阜大学医学部の医局の経験者の方などの条件を満たさないと、成果を上げにくいのですが、医師不足の中どなたも多忙で、人選に苦慮されることは確かだと思います。

しかし、羽島市内には羽島市民病院を含め、岐阜大学医学部系列の総合病院を経て開業された開業医の方や、岐阜大学医学部の医局に属していらっしゃる開業医の方もいらっしゃいます。附属機関の委員会という組織でなくても、懇話会のような私的機関でもよいので、そのような方々のご意見を聞くだけでも、大いに役立つのではないかと思います。羽島市民病院は、ピンチはチャンスという、まさにその時を迎えていると思います。ぜひとも積極的なご対応をお願いいたします。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。